

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年10月25日 12時00分ごろ
発生場所	兵庫県豊岡市竹野港北西方沖 竹野港北防波堤灯台から真方位315° 2.3海里付近 （概位 北緯35° 41.4′ 東経134° 43.4′）
インシデントの概要	漁船YAMATOは、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 YAMATO、0.6トン HG3-50447（漁船登録番号）、個人所有 第260-29843号（船舶検査済票の番号） ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力29.4kW、回転数毎分 5,500、3気筒、ボア65.0mm、使用燃料ガソリン、平成4年 6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、船外機を停止して漂流中、別の釣り場に行くこととし船外機を始動しようとスタータスイッチをONとしたところ、セルモータが作動するものの、空転するような音が聞こえ、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。</p> <p>船長は、親族と共にセルモータを調べたところ、‘セルモータ上部に取り付けられたピニオンギア’（以下「本件ギア」という。）のナットが外れて本件ギアが作動せず、船外機の始動ができないことが分かった。</p> <p>本船は、船長が118番に通報すると共に、親族が知人に支援を求め、来援した知人の船にえい航されて港に戻った。</p> <p>本件ギアは、セルモータの回転に連動しており、セルモータの回転と共に上方に移動して機関のフライホイールと接続され、船外機の始動完了と共にセルモータが停止する際、付属するバネの力によりフライホイールとの接続が切れて下方に移動するものであり、後日、機関修理業者が本件ギア、ナット及びバネを交換して復旧した。</p>

	<p>船長は、令和3年10月20日に本船を譲渡され、本インシデント当時が最初の運航であり、前船舶所有者からは、約10年所有していた間、セルモータに異状が生じたことがないと聞いていた。</p> <p>本船は、令和2年に機関修理業者が点検整備を行っており、船外機の始動状況に特に異状がなかったため、セルモータの点検整備が行われていなかった。</p>
分析	<p>本船は、長年セルモータの点検が行われていない中、船長が、船外機を停止して漂泊中、船外機を始動する際、本件ギアが作動しなくなったことから、セルモータが回転するものの始動トルクを機関に伝えることができず、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、長年セルモータの点検が行われていない中、船長が、船外機を停止して漂泊中、船外機を始動する際、本件ギアが作動しなくなったため、セルモータが回転するものの始動トルクを機関に伝えることができず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機の取扱者は、約10年使用したセルモータは、交換または点検整備を行うことが望ましい。